

由布市貨物運送事業者支援金 Q&A

※令和4年11月10日現在

■対象者等について

対象者を教えてください。

以下のすべてを満たす中小企業者が対象となります。

- (1) 令和4年4月1日時点で市内に事業所及び貨物自動車運送事業に必要な許可又は認定を全て有している者。
- (2) 市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思を有すること。

市内に店舗を複数所有していますが、店舗毎に申請できますか。

申請は、1事業者につき1回までとなります。当社が由布市内の各店舗で保有している車両数を合算して申請してください。

当社が由布市内で、由布市外に支社があります。支社で使用している車両は対象になりますか。

市外で登録・使用されている車両は対象外です。

緑ナンバーと黒ナンバーの車両をそれぞれ使用していますが、両方とも対象となりますか。

それぞれ対象車両の要件に当てはまれば、両方とも対象となります。

市内の営業所で使用している事業用車両であれば対象になりますか？

令和4年4月1日時点で大分運輸支局において由布市内に事業用として配置登録をされている車両（自動車検査証における使用の本拠の位置が由布市内）であれば対象となります。ただし、4月2日以降に登録された車両は対象外です。また、2輪車（オートバイ）、被けん引車、電気自動車も対象外です。

■申請手続について

運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書（認可書）を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

大分運輸支局で、証明願を提出すると受けられる証明の発行にて代用可能です。貨物軽自動車運送事業経営届出書も同様です。証明の取得方法については、大分運輸支局へお問い合わせください。

【問い合わせ先】：大分運輸支局（電話：097-558-2107）

申請後、どのくらいの期間で支援金が振り込まれますか？

概ね申請書受理から3週間程度です。不備等がある場合それ以上になりこともあります。

■その他

由布市貨物運送事業者支援金は課税の対象となりますか。

法人は法人税、個人事業主は所得税又は住民税の課税対象となります。課税所得を計算する際は、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入してください。

個人事業主の場合、「事業所得」の雑収入として算入することになると思われませんが、詳しくは税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。